
資 料

指定統計調査における世帯統計

附：「国民生活基礎調査」(世帯票)の調査項目一覧

山 本 千 鶴 子

1. 目的

2000年10月には17回目の「国勢調査」が行われる予定である。この調査は第1回から「世帯ト八住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ、一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス、家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又八住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス、其ノ一人ナル場合亦同シ」(内閣統計局1933)とされ、現在も同じ定義が使われている。

「国勢調査」の世帯統計は毎回充実してきているが、5年間隔で実施されているため、その間の動向や構造について知りたい時は、別の調査から得なければならない。その際、「国勢調査」の世帯の定義と他の調査のものがどのような関係にあるのかを知って、利用することが必要である。

このような研究については、山本1979がある。今回はその後多くの調査が実施されたので、それらも含めて検討を行うことにする。2人以上の世帯について、今回は総数のみであったが、新たに2人以上の世帯主の年齢別世帯数の比較をした。また、前回使用した1人世帯は、「国勢調査」については普通世帯ベースの「単独世帯」に「準世帯」を加えたものであったが、今回は「準世帯」あるいは「施設等の世帯」の部分を除き、普通世帯ベースおよび一般世帯ベースの「単独世帯」として比較した。また、世帯員の中の特定の人あるいは特定の人と人との関係に注目した世帯統計 - 「母子世帯・父子世帯」についても検討する。そして最後に、「国民生活基礎調査」の世帯票について、調査項目を一覧表にまとめた。その理由は、従来から世帯を「住居と生計」の2つの要素から定義してきたため、そこからこぼれ落ちてしまう世帯外の家族員との関係 - 親族ネットワーク(大江守之1999)を「国民生活基礎調査」は初回から調べているためであり、それらは、今後、ますます必要とされ、他の調査項目とのクロス集計をすることにより、新たな研究が可能となるのではないかと考えられる。

2. 調査対象および世帯の定義

(1) 各調査の調査対象

世帯を調査対象としている統計調査について、調査実施機関別に分けると以下のようになっている。総務庁統計局統計調査部国勢統計課では「国勢調査」と「住宅統計調査」（1998年は「住宅・土地統計調査」に名称変更）を実施し、労働力統計課では「労働力調査」、「就業構造基本調査」および「社会生活基本調査」を実施し、消費統計課では「全国消費実態調査」と「家計調査」を実施している。また、厚生省大臣官房統計情報部保健社会統計課国民生活基礎調査室では「国民生活基礎調査」を実施し、自治省行政局振興課からは「住民基本台帳にもとづく世帯数」が公表されている（総務庁統計局統計基準部1999年）。

「国勢調査」は、外国人を含めた全世帯を対象とし、第1回（1920年）～第6回（1947年臨時調査）までは現在地主主義で、第7回（1950年）以降は常住地主主義で行われている。また、「国勢調査」は以下の抽出調査の親標本であり、「国勢調査」で設定された調査区を用いて抽出が行われている。「住宅統計調査」は1948年を初回とし、1998年は15万3千単位区で実施された。この調査は、後地番号1、2、3、4、8（総務庁統計局1992年）を対象調査区とし、世帯主が外国人の世帯も調査している。「労働力調査」は1946年9月から毎月実施され、世帯および15歳以上の個人を対象とし、4万世帯、約15万人を対象に調査が行われている。ただし、後地番号5、6、7、9は抽出対象にしないが、5と6についてはそれぞれの所管部署から資料を得て集計がされている。「就業構造基本調査」は1956年から3年ごとに、1982年以降は5年ごとに実施され、調査対象は世帯及び15歳以上の常住世帯員で、1997年は約110万人に調査が行われ、対象調査区は「住宅統計調査」と同じである。「社会生活基本調査」は1976年以降5年ごとに実施され、後地番号1と8を対象調査区とし、1996年は約9万9千世帯に居住する10歳以上の世帯員約27万人に調査が行われている。「全国消費実態調査」は1959年以降5年ごとに実施され、この調査の目的にそぐわない不適格世帯（飲食店・旅館・下宿屋等、外国人世帯、社会施設や病院の入所者の世帯学生世帯、住み込み雇用者が4人以上いる世帯等）を除外し、1994年は約6万世帯を対象に調査が行われている。「家計調査」は「消費者価格調査」が発展してきたもので、1962年からは全国の市町村が対象地域となっている。農林漁家世帯（ただし、2000年1月からは調査対象となる予定）および単身世帯を除いた約8千世帯を対象に毎月実施されている。「国民生活基礎調査」は1986年を初回とし、「厚生行政基礎調査」、「国民健康調査」、「国民生活実態調査」、「保健衛生基礎調査」を統合・発展させたもので、毎年調査が行われている。3年毎に大規模調査が行われ約28万世帯を対象とし、小規模調査年では約5万世帯を対象に実施されている。この調査は後地番号1と8を対象調査区とし、1997年以降世帯主が外国人の世帯も、原則として調査対象にしている。

以上の調査は第一義的統計であるが、「住民基本台帳にもとづく世帯数」は住民票作成という行政目的の為に届け出がされ、作成された第二義的統計である（東京大学教養学部1999年）。この調査は1人世帯、2人以上の世帯別には得られないので、これ以下の記述からは除くことにする。

以上の調査の調査単位はいずれも世帯となっているので、次にその定義について検討す

ることしよう。

(2) 世帯に関する定義

1) 2人以上の世帯および1人世帯の定義

我が国のほとんどの調査は、世帯とは「住居と生計を共にしている人の集まり」または「一戸を構えている単身者」という概念である。この概念は国際連合が勧告しているものであって、わが国もそれに則っている（United Nations 1959, 総理府統計局1980年）。

については住居を居住（「住民基本台帳」）、生計を家計（「家計調査」、「厚生行政基礎調査」）としている調査もあるが、「住居と生計をともにする2人以上の世帯」という定義であるとみてよいだろう。

「一戸を構えている単身者」については、調査によって定義の範囲に相違があるばかりでなく、同一の調査であっても調査年によっては定義に違いがみられる。その例として「国勢調査」があげられる。1985年以降の定義は、「一戸を構えて住んでいる単身者、一般世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り・下宿の単身者および会社・官公庁などの寄宿舍・独身寮などの単身居住者」は「一般世帯」の範疇に入れられ、世帯の家族類型では「単独世帯」となっている（総務庁統計局1995年、総務庁統計局1996年）。しかし、それ以前の1955～80年は「一戸を構えて住んでいる単身者」のみが「普通世帯」の「単独世帯」に入れられ、「間借り・下宿の単身者および会社・官公庁などの寄宿舍・独身寮などの単身居住者」は準世帯に分類されている。したがって、「国勢調査」の「単独世帯」を使用する際には、「一般世帯」ベースであるか「普通世帯」ベースであるかによってその数が異ってくるので注意を要する。このような定義の変更がなされた理由は、単身者の住環境が改善され、その実態に即した定義にするために行われたものである。

また、「住宅統計調査」では「一人で一戸を構えて暮らしている世帯」を「普通世帯」とし、「間借り・下宿、会社や学校の寄宿舍・独身寮などの単身居住者」を「準世帯」に区分している。この「一人で一戸を構えて暮らしている世帯」は「国勢調査」の「普通世帯」ベースの「単独世帯」と同じ定義であるといえる。

そしてまた、「社会生活基本調査」の単身世帯では、「国勢調査」の一般世帯の定義に「寮・寄宿舍の学生・生徒」が加わり、「国民生活基礎調査」の「単独世帯」には「社会生活基本調査」の定義に「単身の住み込みの営業使用人」が加わったものである。「就業構造基本調査」では「国勢調査」の一般世帯の定義に「病院・療養所の入院（所）者」や「社会福祉施設の入所者」が、「労働力調査」では「就業構造基本調査」の定義に、さらに「自衛隊の営舎内居住者」および「矯正施設の入所者」が加わったものである。

2) 「母子世帯・父子世帯」の定義

「母子世帯・父子世帯」は、家族類型別世帯の中の「女（男）親と子供からなる世帯」と混同されやすいが、前者は後者の一部分である。「母子世帯・父子世帯」における母ないし父の配偶関係は未婚・死別・離別であり、子供の年齢にも限定があり、世帯主は必ず親であると考えられる。一方、「女（男）親と子供からなる世帯」は親の配偶関係に限定はな

く、有配偶の一人親と子供の世帯であってもこれに該当するし、世帯主に子供がなっていることもある。そのため「女（男）親と子供からなる世帯」の世帯主が男（女）の場合もあり得るが、「母子世帯・父子世帯」の世帯主は親がなっているのです。そのようなことはない。

「母子世帯・父子世帯」両方の定義は、「国勢調査」、「国民生活基礎調査」、「社会生活基本調査」から得られる。「就業構造基本調査」および「全国消費実態調査」からは母子世帯の定義はあるが父子世帯のものはなく、それ以外の調査からは両方とも得られない。母子世帯についての調査は1953年以降、父子世帯は1972年以降調査が行われ、それらはいずれも「厚生行政基礎調査」によるものであった。また、「国勢調査」では1980年以降から調査が行われている。

「母子世帯・父子世帯」の母あるいは父の配偶関係について、未婚の場合も含まれるようになったのは、「厚生行政基礎調査」では1972年から、「国勢調査」では1990年からである。「就業構造基本調査」の1982年以降、および1986年の「社会生活基本調査」では、「有配偶でない母」となっているため未婚の場合も含まれると推測される。「全国消費実態調査」では「母親」となっているため、有配偶も含まれるだろう。また、親の年齢に制限があるのは「厚生行政基礎調査（「国民生活基礎調査」）で、1996年以前の「母子世帯」は60歳未満であったが、1997年以降は65歳未満となっている。「父子世帯」は1972年の開始時から65歳未満である。そして、子供の年齢は1953～71年の「厚生行政基礎調査」、「就業構造基本調査」および「全国消費実態調査」は18歳未満であるが、「国勢調査」、1972年以降の「厚生行政基礎調査（「国民生活基礎調査」）」および「社会生活基本調査」では20歳未満となっている。さらに、子供の配偶関係について「就業構造基本調査」と「全国消費実態調査」では、未婚と限定があるが、「国勢調査」、「国民生活基礎調査」および「社会生活基本調査」にはない。

以上の定義に基づいてそれぞれ調査が行われた訳であるが、次にいくつかの調査で共通している2人以上および1人の世帯数、2人以上世帯の世帯主の年齢別世帯数、「母子世帯および父子世帯」の数について比較してみよう。

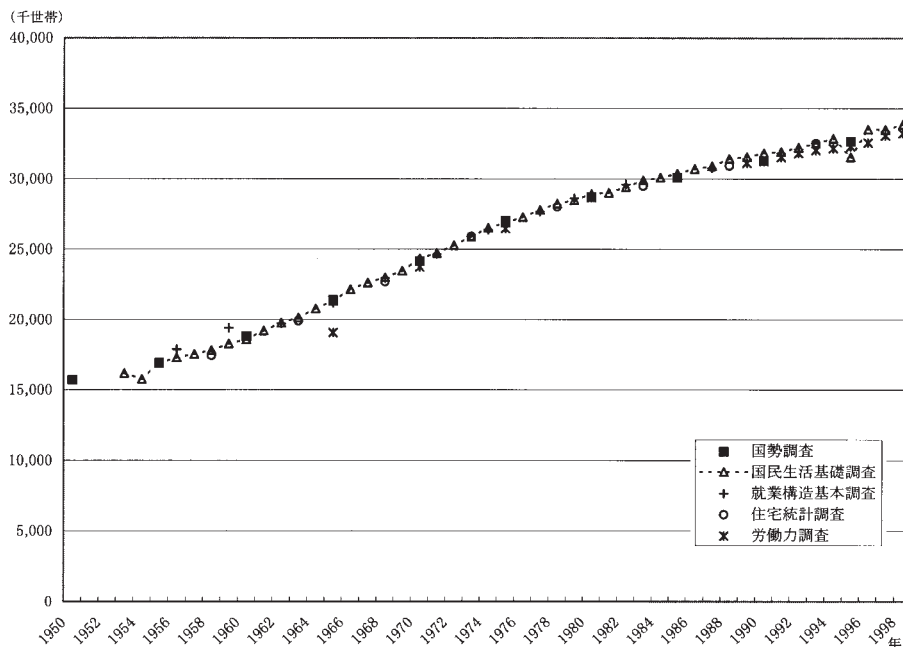
3. 各調査の世帯数

(1) 2人以上の世帯数および1人の世帯数の比較

2人以上の世帯数および1人世帯の世帯数が得られる年次をみても、「国勢調査」では1950年以降、「住宅統計調査」では1958年以降、「労働力調査」では1962年以降、「就業構造基本調査」では1956年以降、「厚生行政基礎調査」（「国民生活基礎調査」）では1953年以降の調査実施年で得られる。

2人以上の世帯数が得られる調査は、先に述べたようにその範囲および単位が同一であるから、ほとんどの調査が同じような値を示している（図1）（山本1979）。この図の1995年「国民生活基礎調査」の値が他の調査よりやや低くなっているのは、阪神大震災の被害を被った兵庫県を調査対象から除いているためである。しかし、1954年の「厚生行政基礎

図1 各種調査における2人以上の世帯数の比較



国民生活基礎調査：1995年は兵庫県を除き、1985年以前は「厚生行政基礎調査」より採った。

調査」、1956年と59年の「就業構造基本調査」、1965年の「労働力調査」の数が、他の調査の値から乖離している理由は明かでない。

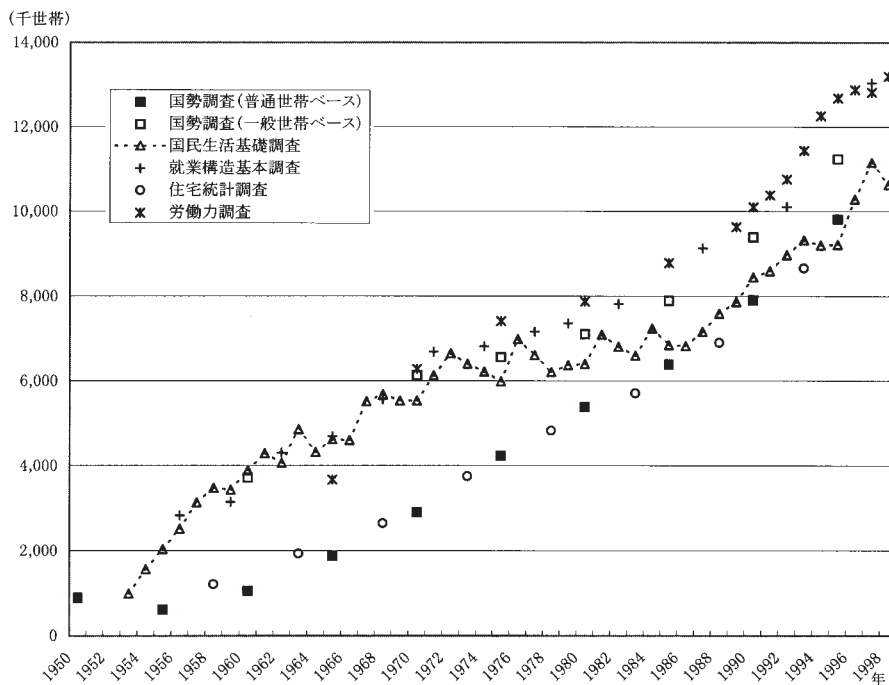
また、1人世帯の数はその範囲が各調査で異なっているため、様々な値を示している(図2)。その中でも、国勢調査の中間年に調査が行われている「住宅統計調査」は、「国勢調査」の「普通世帯」ベースの「単独世帯」と同じ定義とみられるので、概ねその傾向に沿っている。また、「就業構造基本調査」と「労働力調査」の値は「国勢調査」の「一般世帯」ベースの「単独世帯」数よりやや上回っている。それはすでにみたように、「一般世帯」ベースの「単独世帯」より広がっているからである。しかし、「国民生活基礎調査」は、1980年頃までは「一般世帯」ベースの「単独世帯」数に近い値を示していたが、1985年前後から最近にかけて、「国勢調査」の「普通世帯」ベースの「単独世帯」数に接近してきているが、その理由は不明である。

既にみたように、2人以上の世帯の総数はほとんどの調査で同じ傾向を示しているので、次に世帯主の年齢別世帯数およびその年齢構成についてみてみよう。

(2) 2人以上の世帯の世帯主の年齢別世帯数およびその構成割合の比較

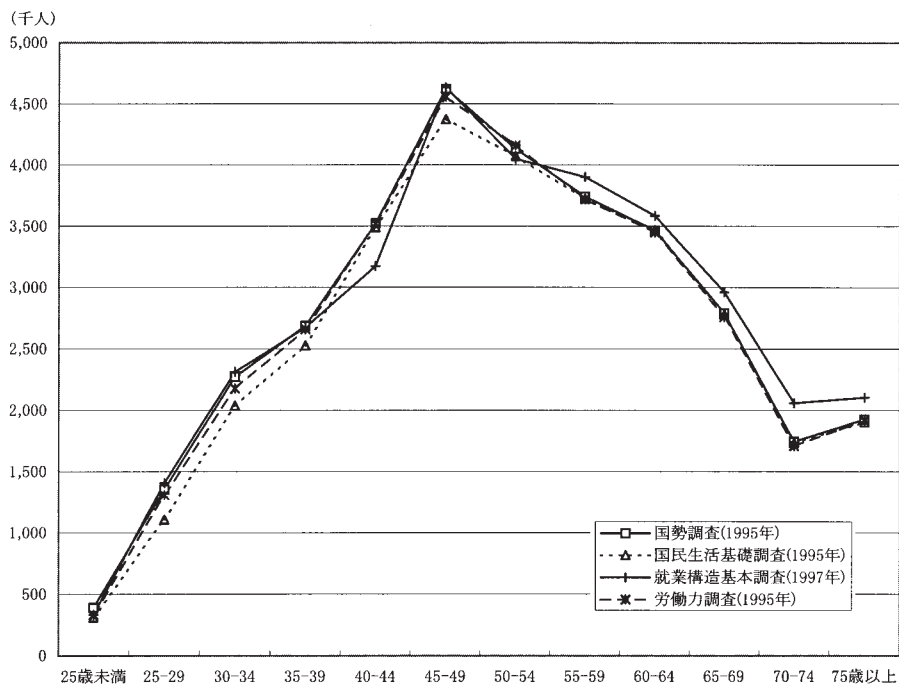
2人以上の世帯の世帯主の年齢5歳階級別世帯数は、「国勢調査」、「労働力調査」、「就業構造基本調査」および「国民生活基礎調査」で得られ、「全国消費実態調査」は1万分比で入手できる。図3は世帯主の年齢別世帯数を、図4は世帯主の年齢別構成割合を1995年

図2 各種調査における1人世帯数の比較



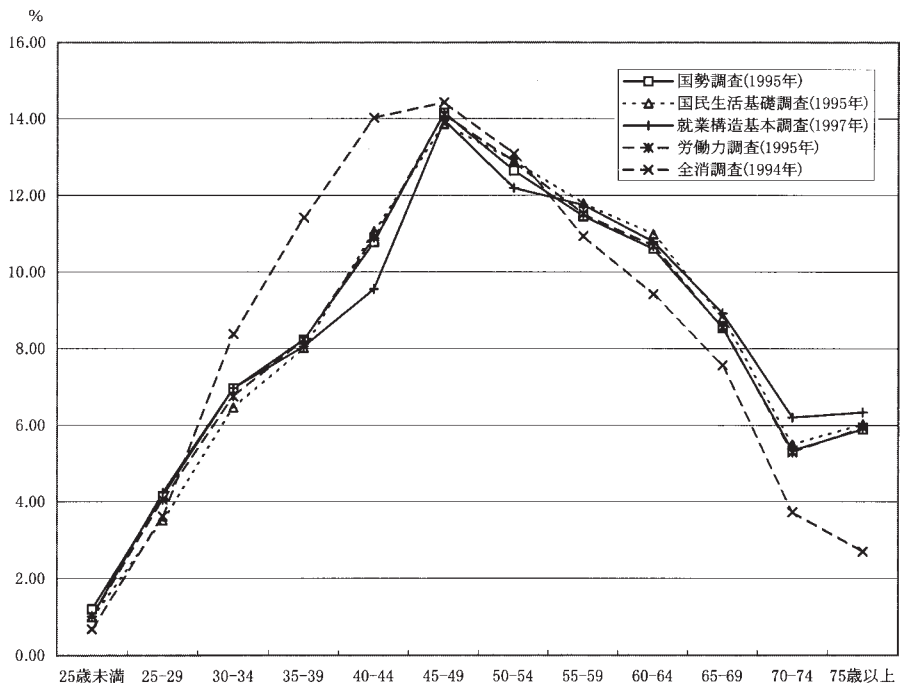
国民生活基礎調査：1995年は兵庫県を除き、1985年以前は「厚生行政基礎調査」より採った。

図3 世帯主の年齢別世帯数の比較：2人以上の世帯 - 男女計



前後の年次について示したものである。調査実施年の違いで同一年の比較にならなかったが、いずれの調査も同じ年齢パターンで推移している。すなわち、25歳未満で世帯数が一番少なく、年齢が高くなるにつれて上昇し、45～49歳でピークに達する。それ以降は高年齢になるにつれて徐々に低下し、75歳以上で反転する。「国民生活基礎調査」は45～49歳以下では、他の調査より世帯数がやや少ないが、年齢別構成割合では「国勢調査」や「労働力調査」とほぼ同じ割合である。「就業構造基本調査」は40～44歳の世帯数は他の調査よりもやや少ないが、55歳以上では多く、特に70～74歳では他より30万世帯多い。図4では、「全国消費実態調査」が他の調査に比べると、30～40代で約3ポイント高く、50代後半以降は低い割合を示している。その理由は、この調査では「世帯主とは名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人」と定義されているので、その影響ではないかと考えられる。一方、「労働力調査」や「就業構造基本調査」の世帯主は、原則として家計を支えている人となっているが、名目上の世帯主が記入されていても訂正しないことになっている。「労働力調査」および「就業構造基本調査」が「国勢調査」や「国民生活基礎調査」と同じ傾向を示しているのは、名目上の世帯主がかなり記入されている結果であるとみることができよう。

図4 世帯主の年齢別構成割合：2人以上の世帯 - 男女計



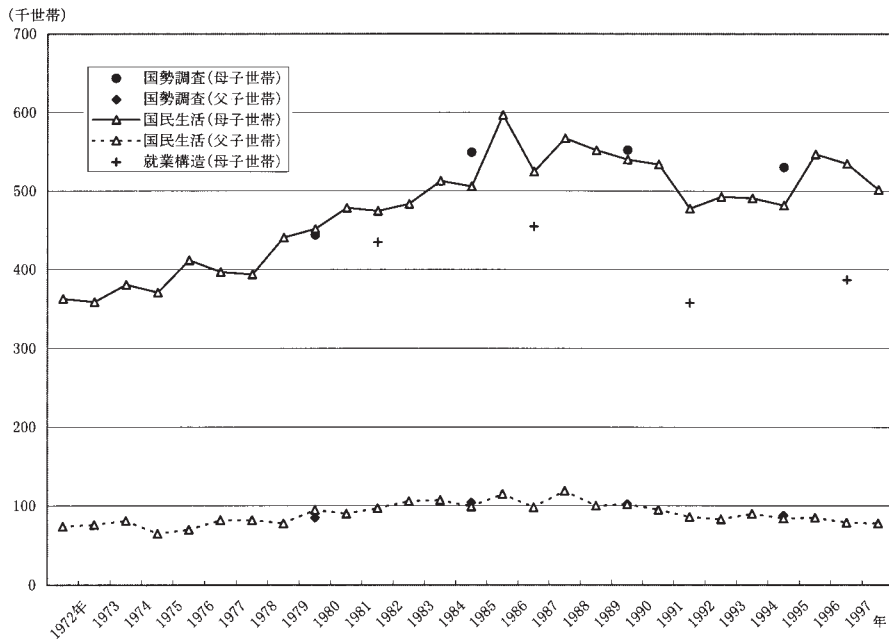
(3) 「母子世帯・父子世帯」数の比較

「母子世帯・父子世帯」について、「国勢調査」と「国民生活基礎調査」からは、両方の

数が得られる。母子世帯数のみ得られるのは「就業構造基本調査」からである(図5)。

「父子世帯」数については、「国勢調査」と「国民生活基礎調査」の結果がよく一致しているが、「母子世帯」数については「父子世帯」ほど一致していない。「国勢調査」の大規模調査年(1980, 90年)ではその差は1万前後と小さいが、簡易調査年(1985, 95年)では4万台に開いている。「国民生活基礎調査」と「就業構造基本調査」の比較では、かなり大きい差がある。この理由については詳しく検討しないとわからないが、「就業構造基本調査」の調査対象が15歳以上であるため、対象外となった世帯が多かったのかもしれない。

図5 母子世帯数・父子世帯数の比較



4. おわりに

指定統計調査を中心に世帯に関する定義や世帯数を比較してきた結果、世帯員が2人以上の世帯については、定義が同じであることから「国勢調査」、「住宅統計調査」、「労働力調査」、「就業構造基本調査」、「国民生活基礎調査(厚生行政基礎調査)」で、前回みたのと同様に、同じような傾向および値を示している。1人世帯の数はその範囲が各調査で異なっているため、様々な値を示している。しかし、「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」および「労働力調査」はその定義の範囲に見合った傾向を示しているといえよう。2人以上の世帯の世帯主の年齢別世帯数および構成割合は「国勢調査」と「労働力調査」が、「父子世帯」については「国勢調査」と「国民生活基礎調査」の結果がよく一致しているので、「国勢調査」の間の年次で今後、これらが使えるのではないかと考えられる。

附：国民生活基礎調査（世帯票）の調査項目

従来から世帯を「住居と生計」の2つの要素から定義してきたため、その対象外となっている親族ネットワークについて調査ができなかった。しかし、「国民生活基礎調査」および1993・98年「住宅（・土地）統計調査」では、準同居、子どもと同居していない高齢者について - 尤も近くに住む子どもの居住地、特定の転出者のいる世帯（この項目について「住宅統計調査」は1988年から調査）についての調査項目を設けることによって、いわゆる他出家族員についての調査を行っている。これらは今後ますます必要とされるものであると思われる。

「国民生活基礎調査」は、第1回目から世帯の急速な構造変化に対応でき得る調査項目が充実し、集計もされている。「国民生活基礎調査」からどのような統計が得られるか知るためには、調査項目を整理することが必要である。当初は、「厚生行政基礎調査」の初回1953年から、調査項目の整理を始めた。45年の間には時代の変化が激しく、調査項目の変遷が著しい。調査項目はすべてピックアップできたが、紙数の関係上、今回は「国民生活基礎調査」の調査項目のみを掲載した。表1は世帯に関する調査項目、表2は世帯員に関するものである。両表の作成後、同じ趣旨で作成された以下のものがあるのが判明した（厚生省大臣官房統計情報部1999年）。しかし、当初の目的が「厚生行政基礎調査」の時代からの調査項目の整理であるので、その一部としてここに示した。「過去1年間の転出等の状況」

表1 「国民生活基礎調査」（世帯票）における世帯に関する調査項目一覧

実施年 調査項目	昭和	62	63	平成	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	61年 1986 大規模	1987	1988	元年 1989 大規模	1990	1991	1992 大規模	1993	1994	1995 大規模	1996	1997	1998 大規模	1999
単独世帯の種類	-													
単身赴任者の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
準同居の状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定の転出者の居る世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居の種類		-	-											
住居の建て方		-	-											
居住室数および畳数		-	-											
作付可能な耕地面積													-	-
最多所得者の世帯員番号														
調査前月の家計支出額														
耐久消費財・冠婚葬祭費の支出の有無および支出額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問看護等の状況（寝たきり者の居る世帯）	-	-	-											
生活保護の状況（保健所で記入）													-	-

注) 印は該当の調査項目が有り、- 印は無いことを示す。

表2 「国民生活基礎調査」(世帯票)における世帯員に関する調査項目一覧

実施年 調査項目	昭和 61年 1986 大規模	62 1987	63 1988	平成 元年 1989 大規模	2 1990	3 1991	4 1992 大規模
世帯員番号							
各世帯員の世帯主との続柄							
性別							
出生年月							
配偶者の有無(配偶関係)							
有配偶者の結婚年月		-	-	-	-	-	-
医療保険の加入状況							
所得を伴う仕事の有無							
仕事(職業)の種類							
無業者の種類		-	-	-	-	-	-
従業上の地位							
企業規模:一般雇用者 (常雇者)	(一般雇 用者)				(一般雇 用者)		
公的年金の加入状況:現在							
公的年金の加入状況:1年 前		-	-	-	-	-	-
個人年金の加入の有無	-	-	-	-	-	-	-
企業年金等(個人年金を含 む)の加入状況	-	-	-	-	-	-	-
公的年金・恩給の受給状況							
別居子の有無	(60歳以 上の者)	-	-	(子と非 同居の60歳 以上の者)	-	-	(子と非 同居の60歳 以上の者)
別居子の人数	-	-	-	-	-	-	-
傷病の状況	-	-	-	-	-	-	-
尤も近い子の居住場所	(60歳以 上の者)	-	-	(子と非 同居の60歳 以上の者)	-	-	(子と非 同居の60歳 以上の者)
介護の要否		-	-	-	-	-	-
要介護者の世帯員番号	-	-	-	-	-	-	-
世帯主と要介護者との続柄	-	-	-	-	-	-	-
介護の種類	-	-	-	-	-	-	-
介助の程度	-	-	-	-	-	-	-
日常会話等の意志疎通の程 度	-	-	-	-	-	-	-
介護が必要となつてからの 期間	-	-	-	-	-	-	-
介護が必要になつた主原因	-	-	-	-	-	-	-
主介護者との同・別居	-	-	-	-	-	-	-
同居の主介護者の世帯員番 号	-	-	-	-	-	-	-
主介護者と要介護者の続柄	-	-	-	-	-	-	-
主介護者の性別	-	-	-	-	-	-	-
寝たきりが否か	-	-	-	-	-	-	-
寝たきりの程度	-	-	-	-	-	-	-
床についた主原因	-	-	-	-	-	-	-
床についている期間	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目	過去1年間の転出者: 現在の世帯主との続柄 :性別 :転出時の 年齢 :転出理由 過去1年間の転入の有 無 :転入の理 由			看護婦(士) 等の免許の 有無 現時点での 看護業務従 事の有無 看護業務従 事・非従事 の理由 訪問看護業 務等への従 事希望			寝たきり者 にかかった 1か月間の 費用

注) 印は該当の調査項目が有り、-印は無いことを示す。

表2 つづき「国民生活基礎調査」(世帯票)における世帯員に関する調査項目一覧

実施年 調査項目	平成 5年 1993	6 1994	7 1995 大規模	8 1996	9 1997	10 1998 大規模	11 1999
世帯員番号							
各世帯員の世帯主との続柄							
性別							
出生年月							
配偶者の有無(配偶関係)							
有配偶者の結婚年月	-	-	-	-	-	-	-
医療保険の加入状況							
所得を伴う仕事の有無							
仕事(職業)の種類	-	-	-	-	-	-	-
無業者の種類	-	-	-	-	-	-	-
従業上の地位							
企業規模:一般雇用者 (常雇者)							
公的年金の加入状況:現在							
公的年金の加入状況:1年 前	-	-	-	-	-	-	-
個人年金の加入の有無							
企業年金等(個人年金を含 む)の加入状況							
公的年金・恩給の受給状況							
別居子の有無	-	-	(子と非 同居の60歳 以上の者)	-	-	別居子の有 無(子有り の者)	-
別居子の人数	-	-	-	-	-	-	-
傷病の状況							
尤も近い子の居住場所	-	-	(子と非 同居の60歳 以上の者)	-	-	(60歳以 上の者)	-
介護の要否	-	-	-	-	-	-	-
要介護者の世帯員番号	-	-	-	-	-	-	-
世帯主と要介護者との続柄	-	-	-	-	-	-	-
介護の種類	-	-	-	-	-	-	-
介助の程度	-	-	-	-	-	-	-
日常会話等の意志疎通の程 度	-	-	-	-	-	-	-
介護が必要となつてからの 期間	-	-	-	-	-	-	-
介護が必要になつた主原因	-	-	-	-	-	-	-
主介護者との同・別居	-	-	-	-	-	-	-
同居の主介護者の世帯員番 号	-	-	-	-	-	-	-
主介護者と要介護者の続柄	-	-	-	-	-	-	-
主介護者の性別	-	-	-	-	-	-	-
寝たきりが否か	-	-	-	-	-	-	-
寝たきりの程度	-	-	-	-	-	-	-
床についた主原因	-	-	-	-	-	-	-
床についている期間							
その他の項目			寝たきり者 にかかった 1か月間の 種類別支出 調査前日の 種類別介護 時間			1か月の介 護の種類別 支出 調査前日の 総介護時間 過去1年間に 利用した 在宅サービ スの種類と 利用頻度 乳幼児の日 中の保育状 況	所得を伴う 仕事への就 業希望の有 無 すぐにも 就職したい が仕事を探 していない 理由

注) 印は該当の調査項目が有り、-印は無いことを示す。

及び「乳幼児の日中における保育等の状況」は世帯員に関する項目として表2に入れた。さらに、表3には各年次の「国民生活基礎調査」の集計統計表一覧（世帯票のみ）の掲載箇所を掲げた。各年の調査報告書に掲載されているこれらの表は、「国民生活基礎調査」にどのような統計表が載っているかを調べるのに大変便利なものである。

表3 「国民生活基礎調査」（世帯票）に関する統計表一覧の掲載箇所

調査実施年		報告書上の掲載ページ
昭和61年	1986年	大規模調査 第2巻全国編, pp.12-13.
62	1987	p162.
63	1988	p164.
平成元年	1989	大規模調査 第2巻全国編, pp.12-15.
2	1990	p168.
3	1991	p172.
4	1992	大規模調査 第2巻全国編, pp.16-19.
5	1993	pp.172-173.
6	1994	pp.174-175.
7*	1995*	大規模調査 第2巻全国編, pp.16-19.
8	1996	pp.176-177.
9	1997	pp.182-183.
10	1998	大規模調査 第2巻全国編, pp.18-21.
11	1999	未刊

* 兵庫県をのぞく。

文献

- 厚生省大臣官房統計情報部（1999）『統計情報部50年史』, pp.349-350.
- 内閣統計局（1933）『大正9年国勢調査記述編』, pp.8-9.
- 大江守之（1999）「家族に関する統計の充実に向けて」『統計情報』, 1999年12月号, pp.2-3.
- 総理府統計局（1980）「解説シリーズ[7]「世帯」」『国勢調査ニュース』, no.9, pp.9-10.
- 総務庁統計局（1992）『平成7年国勢調査調査区関係資料利用の手引』, pp.2-5.
- 総務庁統計局（1995）『平成2年国勢調査最終報告書 日本の人口（資料編）』, 日本統計協会.
- 総務庁統計局（1996）『平成7年国勢調査報告』, 日本統計協会.
- 総務庁統計局統計基準部（1999）『平成10年統計調査総覧』, 財団法人全国統計協会連合会.
- 東京大学教養学部統計学教室編（1999）『統計学入門』1991年7月（初版）, 1999年3月（第15刷） p.12.
- United Nations 1959 “Handbook of Population Census Methods, Volume Demographic and Social Characteristics of the Population” Studies in Methods series F No. 5 Rev. 1. pp.68-70.
- 山本千鶴子（1979）「わが国の世帯統計」, 『人口問題研究』第151号, pp.63-72.